

千葉県報

号外
令和6年10月15日

主要目次

○ 選挙管理委員会告示
衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者一人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による各選挙区の候補者一人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

区分	支出金額の制限額
千葉県第一区	二五、六七五、二〇〇円
千葉県第二区	二三、八七六、六〇〇円
千葉県第三区	二四、一〇七、四〇〇円
千葉県第四区	二五、二一〇、〇〇〇円
千葉県第五区	二五、三四五、三〇〇円
千葉県第六区	二五、三二九、四〇〇円
千葉県第七区	二三、五六三、二〇〇円
千葉県第八区	二四、五〇三、八〇〇円
千葉県第九区	二五、一三一、二〇〇円
千葉県第十区	二三、九三四、一〇〇円
千葉県第十一区	二四、三三八、〇〇〇円
千葉県第十二区	二四、七一五、九〇〇円
千葉県第十三区	二五、三七二、三〇〇円
千葉県第十四区	二五、三〇三、二〇〇円

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八